

○学校職員の勤務時間等に関する規程

平成元年5月1日教育委員会訓令第1号

改正

平成4年10月1日教委訓令第1号

平成14年7月26日教委訓令第1号

平成22年4月30日教委訓令第1号

令和5年1月5日教委訓令第1号

令和5年4月24日教委訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和27年長野県条例第69号）並びに職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和57年野沢温泉村条例第27号）の規定に基づき、学校（給食センターを含む。以下同じ。）に勤務する常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）

（以下「学校職員」という。）の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(週休日及び勤務時間)

第2条 学校職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の週休日については、日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの5日間において、校長（共同調理場にあつては場長。以下同じ。）が定める日とする。

2 学校職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定めるものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間につき15時間30分から31時間までの範囲内で校長が定める時間とし、休憩時間を除き1日7時間45分を超えない範囲内において、校長が定める時間とする。

(勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割り振りの変更)

第3条 勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振りの変更については、校長がこれを行うものとする。

(休憩時間)

第4条 学校職員の休憩時間は、1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、7時間45分を超える場合は60分とする。

(勤務時間等の開始及び終了の時刻)

第5条 勤務時間並びに休憩時間及び休息時間の開始及び終了の時刻は、校長が定める。

(勤務時間の割り振りの変更)

第6条 第2条の規定を適用する場合において、学校運営上必要な場合はこれらの規定にかかわらず、校長は、特定の日において7時間45分を超えて1週間38時間45分以内の勤務時間を割り振ることができる。

(超過勤務)

第7条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下単に「教育職員」という。)

の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲以内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲以内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務

を行う月数について6か月

- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年10月1日教委訓令第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し平成4年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の学校職員の勤務時間等に関する規程第3条の規定の適用については、平成4年8月1日から同年8月31日の間は、第3条第1項中「日曜日及び毎月の第2土曜日」とあるのは「日曜日」と、「44時間（毎月の第2土曜日がある週については月曜日から金曜日までの5日間の勤務時間が40時間）」とあるのは「44時間」と、同条第2項中「日曜日、毎月の第2土曜日、毎4週間につき校長が指定する1の土曜日（当該4週間に毎月の第2土曜日がない場合は校長が指定する2の土曜日）」とあるのは「日曜日、毎4週間につき校長が指定する2の土曜日」と、「毎月の第2土曜日及び勤務を要しない日」及び「毎月の第2土曜日又は勤務を要しない日」とあるのは「勤務を要しない日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成14年7月26日教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年4月30日教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (令和5年1月5日教委訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規

定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校職員の勤務時間等に関する規程の規定を適用する。

附 則（令和5年4月24日教委訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。